

万葉集の私家集序説

序

万葉集二十巻が或る特定の一時期、或る一人の編纂者によつて一度に編纂されたものではない事は周知の事実である。また個々の巻々が誰の手により何時頃成立したかという点に關しても、未だ確とした定説を見ているとは言えない。巻十七以降の四巻が家持の歌日記とも称さるべき形に編纂されており、また多くの巻々に大伴氏関係の者の内、特に家持の手が加わっていると推測される部分が見られることから、最終編纂者として、古くから家持が擬せられてきたのであるが、しかし、その巻十七以降の四巻においてさえも、近年では、家持最終編纂者とする説に多くの疑問が提起されている。^(注一)

此様に万葉集の編纂について考えることは非常に困難な問題の一つになつているのであるが、そこで、ここではその問題に一つの照明を与えるものとして、そこに採録された作品の典拠という事について見てゆきたい。

万葉集に収められた作品は、決して或る一人の編纂者のもとへ雑然と集積されたものでなければ、各々の作者が、そこへ持ち寄つたものでもない。或る作品は、ほぼ既に現在見られる様な一巻を成していたかも知れないし、また或る作品は歌集として、それ自身一つのもとまつた巻を成していたかも知れない。更に個人の歌反古、誦詠歌創作歌といったものも存在したであらう。何れにせよ、それら

原 田 貞 義

の作品が、幾人かの編纂者の手を經、幾度かの改変がなされて現在見られる万葉集の形にまとめられたものであろうことは推測に難くない。しかし、ここではこれらの様々な資料の内、先ず個人の歌集、つまり万葉集にその名の見える私家集から見えてゆこうと考える。それらが、集中において如何様に採録されているか、更にそれらが本来如何なる体裁を持った歌集であつたのか、それらを考察してゆく一つのアプローチとして、特に私家集における用字法の面から見てゆこうと考える。

一

そこで先ず集中に書名の見える各歌集の巻々における入集の状態を見ておこう。ここでは一応、歌集と作歌、古歌集と古集に分けた。(別表一参照)

以上が各歌集の入集の状況であるが、しかし、後に述べる如く、別表に記された作品のみが、それらの歌集からの採録や参照を見ているものではない。例えば、憶良の「類聚歌林」がわずかに、集中に見られるだけの作品しか入集していなかつたとは到底信じ難い事だからである。他の巻々にも、又同じ巻においても、何らの理由で、例えば、その作品が作者判明歌であつたとか、その他諸般の事情により歌集からの転載である旨記入されずに、入集している事

(第一表)

歌集	人麻呂集	類聚歌林	古歌集	古集	金村集	虫麻呂集	福麻呂集
卷一	△	○					
卷二	○△	○	○		○		
卷三	○△				○△	○	
卷四	△				△		
卷五					○△	△	○
卷六	○		○	○	△	○	
卷七					△	○	
卷八	○	○		○	○	○	○
卷九	○		○		○	○	
卷一〇	○						
卷一一	○						
卷一二	○						
卷一三	○						
卷一四	○						
卷一五	○						
卷一六	○△						
卷一七							△
卷一八							
卷一九							
卷二〇							

△作歌 ○歌集 (歌中)

は十分考えられる事だからである。
 その事はさておいて、ここで簡単に各歌集の入集状態について説明を加えておこう。先ず、七歌集の何れも巻中に顔を見せていないのは巻五と巻十六以下の六巻である。その内、巻五に歌集からの採録並びにその参照が見られないのは、巻五自身が前半は旅人を中心とした書簡集、後半は憶良の作品集といった性格を持つ特殊な巻である事によるものである。また巻十六の場合は「有由縁雑歌」を集めたものであり、伝説歌並びに伝誦歌など特殊な成立事情を持つ作品を収録してそれ自身歌集を成していたが為であろうか。最後に巻十七以降の四巻は家持の歌日記的性格を持つ歌集である事によるの

つ、計八つに分類したものであるが、人麻呂歌集の作品はそれと同様の分類法で巻十に収録されたからに外ならない。次に書名の見える巻についてみると、巻二、七、九、十、十一、十二などでは本集の中に採録され、巻三、十三、十四では「或本歌」として異伝を掲げ参照されているのであり、巻十五の場合は「当所誦詠古歌」といった形で人麻呂の歌が詠われ、それを原歌と対照しているに過ぎない。本集として収録された作品についても、更に詳細に検討してゆくと、それぞれ採録の事情は異ってくるが、ここでは、それに触れず、次に金村、虫麻呂、福麻呂等の歌集について見てゆこう。三本の内でも最も古く、又最も多くその書名の見えるのは、言うまでもな

であろう。残りの十四巻は何れも何らかの歌集の名の見えるものであるが、しかし、それらの歌集の収載状況は決して一様ではない。例えば、人麻呂集及び作歌で見ると、前述の六巻と巻六、巻八を除き、まんべんなく作品と歌集名が見えているが、先ず巻六に書名の見えないのは、そこに収録された作品が全て養老七年以降の雑歌である事によるものであり、巻八の場合には、作品を四季に分類し、各季の作品を更に雑歌と相聞の二

く金村の歌集である。それは、巻一、五、七の三巻を除き、巻九までは広く入集、又は参照されているのである。巻一にその書名の見えないのは、そこに収録された作品と金村集の作品の時代的相違によるものであろうか。巻五は前述の理由に依り、また巻七の場合には、採録された作品が全て作者不明の古歌である事に依るのである。

次いで、虫麻呂集は、巻三、巻八、巻九の三巻に見え、福麻呂集は巻六と巻九にのみ、その書名が見える。両歌集共にそれ以外の巻々にも採録される可能性は十分あるが、それが見えないのは如何なる理由に依るのであろうか。又、それが収録されぬ理由があるとすれば、それは何であるか、そのことから検討してゆかなければなるまい。それに加えて、三本について言えば、金村や虫麻呂の如く巻九以前の巻々に作歌が見えるものと、福麻呂の場合の様に歌集の作品のみで作歌の見えないもの、更に、「歌集中出」と注の施こされたものと、「歌中出」と注記される場合の相違など多くの問題が介在するが、その事も合わせ検討してゆこう。

二

先ず、当時の私家集の体裁と言う事で、我々に最も大きな手掛りを与えるものと言えば、家持の作歌ノートと目されて来た巻十七以降の四巻である。それによって我々は当時の私家集の形態の一半を知ることができであろうが、しかし、その形態が全ての私家集の形態を伝えるものであるとは断言できないのは言うまでもない。だが、そこに我々が上代の私家集の一形を管見することも意味のない

事ではないと考える。

そこで、巻十七以降の四巻の形態を大把握に考察してみると、先ず第一に、収録された作品が厳密に時代順に配列されているという事が挙げられる。無論、誦詠歌及び伝誦歌といったものは、その例外となつてゐるが、創作歌の場合は題詞並びに左注において、その制作年月まで明記している事が注目される。

次に作者について言えば、四巻に共通して別人の作も収録されており、それぞれの作者名を表記しているという事が指摘される。個人の歌日記とは言え、自作のみを収録するのではなく、互いに詠歌を贈答し、また宴遊に参画し誦詠した別人の作品を採取し収録することはむしろ当然の事であろうが、この事実は看過することはできないであろう。更に、作者の表記法について言えば、巻十九とそれ以外の三巻とは大きく異つてゐることが注意される。巻十九の特に前半部では家持の作品において原則として作者名を記さぬ方針が取られ、他の巻においては全ての作品について作者名を記しているのである。最後に作品の表記法について見ると、巻十九と巻十七の一部を除き、概ね一字一音式の仮名によって表記されている点が指摘される。無論、その仮名の表記も、家持作と別人の作、就中書簡により家持の元へ送られて来た作品の場合では、そこに用いられる仮名に微妙な相違を見せているが、家持作についてのみ言えば、天平十六年以降の作品においては、ほぼ統一した用字法を見ている事が注目される。恐らくそれは時間的な推移の過程において見られるのであろうが、家持の作品の用字法にも、制作時代の相違により、わずかづつ変化し固定化してゆく様子も伺われるが、それ

は同一の筆録者によって記載された事を否定する論拠とするには足らない。^(注二)

以上の三点が卷十七以降の四巻においては指摘されるであるが、では前述の三私家集には如何様であったのか。先ず、その形態とそこに収録された作品の範囲から検討を加えてゆこうと考える。私家集の収載範囲については特に「作歌」と「歌集」との関係とそれに加えて「歌集出」と注記されずに集中に転載された作品はなかったか否かを中心に考察してゆこう。「歌集出」と注記されなかった作品は厳密に言えば、典拠不明となるのであろうが、ここでは各私家集の特色を摘出し、そこから逆に集中における各作品について見てゆこうと考える。その対象の第一は私家集における用字法である。それは、これまで卷五ならびに卷十七以降の卷々を中心として、万葉集の用字法を検討して来て、筆録者により作品の用字法が異なることを見て来たからに外ならない。そこで個人の歌集ではそれが如何様になっているか、それを見てゆこうと考える。

ただ再三繰り返す如く、用字法は作品の作者並びに筆録者を決定する上で一つの手掛りを与えるものであろうとも、決して唯一絶対的な論拠となると考えるものではないと言ふ事である。用字法は飽く迄筆録者の一癖である。例えば、「カハ」と表記するに「川」の字を当てるか、又は仮名により「可波」と書くか、その仮名も「河泊」を選ぶか否かという事は全く筆録者の意志次第であるからである。それ故に、また用字法は、それが同一の筆録者により記録されたものであるとも、諸般の事情によって異ってくるのである。例えば、それが誰か他人に示す為に記されたものであるか、又は手控

えとして記し停められたものであるかにより、又別人の既に筆録したものを転写する場合、更に、用字癖であるから、長年月の間には次第に変化してゆくという事も当然考えられるであろう。とは言え、表音仮名は長らく表記している間には、次第に固定化し、そこに用字癖が生れて来ると言うのも当然の成行きではあるまいか。家持用字法、憶良用字法、旅人用字法と言うのは左様な用字癖と慣用仮名を意味するのである。

然らば、私家集の作家達には此様な意味での用字癖は認められないであろうか。それが認められれば、集中に分載された作品の、特にその典拠を記さぬ作品においては一つの照明を与えるものと考えられるからである。

三

成立時代から言つて比較的古いと考えられる「人麻呂歌集」「古(歌)集」「類聚歌林」は後に譲り、ここでは一般に「万葉集第三期」及び第四期の歌人と称せられる金村、虫麻呂、福麻呂等の歌集から見てゆこう。

先ず、金村歌集と同時に金村作歌について、集中における収載の状態を見ると左記の様になっている。

卷二 挽歌、寧楽宮

靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首并短歌(230~232)

右歌笠朝臣金村歌集出

或本歌曰(233~234)

卷三 雑 歌

笠朝臣金村塩津山作歌二首 (364~365)

角鹿津乘船時笠朝臣金村作歌一首并短歌 (366~367)

石上大夫歌一首 (368)

和歌一首 (369)

右作者未審、但笠朝臣金村之歌中出也

卷四 相 聞

神龜元年甲子冬十月幸紀伊国之時為贈從駕人所詔娘子作歌一首并

短歌、笠朝臣金村 (543~545)

二年乙丑春三月幸三香原離宮之時得娘子作歌一首并短歌、笠朝臣

金村 (546~548)

卷六 雑 歌

養老七年癸亥夏五月幸芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

(907~909)

或本反歌曰 (910~912)

神龜二年乙丑夏五月幸芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

(920~922)

冬十月幸干難波宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌 (928~930)

三年丙寅秋九月十五日幸於播磨国印南野時笠朝臣金村作歌一首并

短歌 (935~937)

四年丁卯春正月勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌一首并短歌

(948~949)

右神龜四年正月云云 作者未詳

五年戊辰幸干難波宮時作歌四首 (950~953)

右笠朝臣金村之歌中出也 或云車時朝臣千年作之也

卷八 春 相 聞

天平五年癸酉春閏二月笠朝臣金村贈入唐使歌一首并短歌

(1453~1455)

秋 雑 歌

笠朝臣金村伊香山作歌二首 (1532~1533)

卷九 相 聞

神龜五年戊辰秋八月歌一首并短歌 (1785~1786)

天平元年己巳冬十二月歌一首并短歌 (1787~1789)

右件五首笠朝臣金村之歌中出

以上が集中に見える金村作歌並びに金村歌集の全てであるが、しかし、歌集について言えば、その範圍について未だ多少の問題が無い訳ではない。「金村之歌集(又は歌中出)」と左注の見えるのは卷二、三、六、九の四卷であるが、それが全て左注の形式を取っているため、卷九の如く歌数を明記している場合を除き、多くの場合、その件の注がその先何番の歌まで遡ることができるのか明確ではないという事である。例えば、卷二挽歌の末尾に収録された作品で見ると、「三三三番の短歌の左注に「右歌笠朝臣金村歌集中出」とあって、その作品が金村集に見えている事が知られる。「姫嶋松原見嬬子屍悲嘆作歌」二歌(228~229)は作者判明歌であり、左注はその

までは遡り得ず、常識的に解釈すれば「志貴親王堯時作歌一首并短歌」(280~282)の三首のみという事になろうが、然し問題はそれ程簡単ではない。ここで視角を変え「金村歌集」に収録されていた作品は何れかと言えば、右の三首に続き「或本歌」として異伝の反歌二首も見え、こちらがむしろ金村集よりの転載とも考えられる。

更に前述の「姫嶋松原嬢子屍悲嘆作歌」について言えば、卷三挽歌の部に「和銅四年辛亥河辺宮人見姫嶋松原美人屍哀慟作歌四首」として、卷二の二首とは全く異った作品が載録されており、このあたり典拠及び編纂事情を考える場合問題の多い箇所の一つとなっているからである。

それらの問題は各歌集の論に譲り次に卷三の場合を見ると、歌集(卷三では「歌中」とある。)の左注の見えるのは三六九番の「和歌一首」のみである。三六八番の歌には「石上大夫歌一首」と作者が明記されており、左注は当然三六九番の一首のみに附せられたものであるが、然し「和歌」は「誦和した歌」の意であり、金村集には石上大夫の一首も収録されていたと考えられる。ここにおいて、金村集が決して金村個人の作品のみを集めたものではなく、別人の作も入集していたことが判明するのである。

卷九収録の金村集の作品は歌数を明記しているため問題はないが、卷六、九五三番の左注は判然とはしない。今、ここでは広義に解釈し、作者不明の二つの歌群に亘るものとしたが、ここは五年戊辰の四首のみとも取れ、広狭何れとも判定し難い所である。

以上の長歌四首、短歌十四首が集中に見る金村の歌集(歌中)の作品であるが、無論歌集の歌はそれにとどまるまい。作主が判明し

ているため左注が施こされずに転載された作品も当然考えられるからである。そのため、ここでは金村作歌も用字法の対象として取り挙げた。

四

次に、虫麻呂歌集とその作歌について見てゆこう。万葉集の諸作家の中にあつて、古来伝説歌人として著名な虫麻呂の作品も集中に見られるのはごく限られた巻々である。

先ず、集中において虫麻呂歌集並びに作家と明記された作品を列挙してみよう。

卷三 雑 歌

詠不尽山歌一首并短歌 (319~321)

右一首高橋連虫麻呂之歌中出焉、以類載此

卷六 雑 歌

四年壬申藤原宇合卿遺西海道節度使之時高橋虫麻呂作歌一首并短歌 (971~972)

右檢補任文八月十七日任東山山陰西海度使

卷八 夏 雑 歌

惜不登筑波山歌一首 (1497)

右一首高橋連虫麻呂之歌中出

卷九 雑 歌

詠上総末珠名娘子一首并短歌 (1738～1739)

詠水江浦嶋子一首并短歌 (1740～1741)

見河内大橋独去娘子歌一首并短歌 (1742～1743)

見武蔵小崎沼鴨作歌一首 (1744)

那賀郡曝井歌一首 (1745)

手綱浜歌一首 (1746)

春三月諸卿大夫等下難波時歌二首并短歌 (1747～1750)

難波経宿明日還来之時歌一首并短歌 (1751～1752)

檢税使大伴卿登筑波山時歌一首并短歌 (1753～1754)

詠藁公鳥一首并短歌 (1755～1756)

登筑波山歌一首并短歌 (1757～1758)

登筑波嶺為并歌会日作歌一首并短歌 (1759～1760)

右伴歌者高橋連虫麻呂歌集中出

同 相 聞

鹿嶋郡苅野橋別大伴卿歌一首并短歌 (1780～1781)

右二首高橋連虫麻呂之歌中出

同 挽 歌

詠勝鹿真間娘子歌一首并短歌 (1807～1808)

見菟原処女墓歌一首并短歌 (1809～1811)

右五首高橋連虫麻呂之歌集中出

ここに示される如く、虫麻呂の場合、先の金村の歌集並びに作歌と異り、作歌はわずか巻六の一歌群（長歌一首、短歌一首）のみで

あり、歌集の作品が大部分を占めている事が注目される。歌集の作は巻三に一歌群、巻八に一首転載されている外、全て巻九に収録されているが、ここにおいても金村集の場合同様、その左注に問題が無い訳ではない。

巻三に採録された作品は「山部宿禰赤人望不尽山歌一首并短歌」に続き類を以ってここに載せられたものであるが、左注の「右一首」が三二一番の反歌中の一首のみを指すのか、それとも三一九番以降の長短歌三首全体を指すものか古くから論議されてきた。山田孝雄博士は反歌中の一首のみと解し、^(注三)長歌を含む三首と取る沢瀉久考博士の「注釈」の説と対立しているが、ここはやはり、巻五の巻末の作品(904～906)と同様、長歌を含む三首を指すものと解すのが隠当であろう。それは「注釈」の説く如く、長歌を主とした何首と表記する慣例があるのみならず、左注が三二一番の反歌一首のみにかかるとすれば、残りの長短歌は作者不明の作品にも拘らず、典拠不明となるからである。巻三の慣例に従えば作者不明の作品であれば、この長短歌それぞれ一首ずつの作品にも何らかの注があるべきであるからである。

巻八の場合は歌数を明記しているため問題はないが、巻九雑歌の部の一七六〇番の後に付せられた左注は一考の余地がある。『新考』以下近代の諸注釈書は全て「詠上総末珠名娘子一首」以下、長歌十首、短歌十三首に亘るものと解しているが、それは一七三八番の作品以降は全て作主未詳となっているため、又題詞の表記法並びに歌材などに或る統一性が見られることにより妥当と考えられる。

然し、虫麻呂歌集よりの転載歌はとなると問題は別である。金村歌

集の場合同様、作者が判明していたために左注が落された作品が無かったとは断言できないからである。特に巻九の場合、そこに収録された作品の大部分が古歌集並びに私家集よりの転載歌であるため注意しなければならないのである。

巻九相聞及び挽歌の部に採録された作品は左注に歌数を明記しているため問題はない。

以上が集中に見える虫麻呂歌集並びに作歌であるが、それらの大部分には、前述の金村集の場合と異り題詞に制作年月を記していないことが注目される。その唯一の例外は巻六所収の「四年壬申藤原宇合卿遺西海道節度使之時高橋連虫麻呂作歌一首并短歌」であるが、これは左注に見える如く、「補任文」により検討された結果である可能性が強い。何れにせよ虫麻呂歌集は題詞に制作年月を記していなかったと思われる。

五

金村集が作品の制作年月を明記する歌日記的なものであったこと、対して虫麻呂集が題詞に制作年月を記さぬ歌集であったことを述べて来たが、次に福麻呂歌集について見てゆこう。

田辺福麻呂の名は集中には巻六、九、十八の三巻に見えるが、その内巻六、巻九の場合は彼の歌集によって伺われるのみである。彼の作歌を停める唯一の巻である十八には巻頭に

天平廿年春三月廿三日、左大臣橘家之使者造酒司令史田辺福麻呂
鑿于守大伴宿禰家持館爰作新歌并便誦古歌詠各述心緒

と見え、以下、福麻呂は家持等と共に十数首の詠歌を残している。

これらは家持の歌集に載録されたもので、無論福麻呂歌集よりの転載であるまい。集中に福麻呂集の歌として見えるのは左の如き作品である。

巻六 雑 歌

悲寧染故郷作歌一首并短歌 (1047~1041)

讚久述新京歌二首并短歌 (1050~1058)

春日悲傷三香原荒墟作歌一首并短歌 (1059~1061)

難波宮作歌一首并短歌 (1062~1064)

過敏馬浦時作歌一首并短歌 (1065~1067)

右廿一首田辺福麻呂之歌集中出也

巻九 相 聞

思娘子作歌一首并短歌 (1792~1794)

右三首田辺福麻呂之歌集出

同 挽 歌

過足柄坂見死人作歌一首 (1800)

過葦屋処女墓時作歌一首并短歌 (1801~1803)

哀弟死去作歌一首并短歌 (1804~1806)

右七首田辺福麻呂之歌集出

右に示される如く、それは先の金村集の場合と題詞においても、また編纂の様態においても異っている。先ず、題詞では制作年月が全く記されていないという事であり、編纂様式で言えば、巻六、九

のわずか二巻に限定収録されているという事であろう。ただ、福麻呂の歌集の作品の場合は左注に全て採録の歌数を明記しており、その作品の範囲については異論が無い。然し、再三繰り返す如く、歌集より転載された旨注記された作品は、厳密に言えば作者不明歌であり、作者が判明していたため注を付せられぬまま他に転載された作品も無かったとは断定できない。福麻呂集で言えば、長短歌合わせてもわずか三十一首と言うのは少く過ぎる様に思われるし、別人の作を全く含まなかったとは考え難い。福麻呂歌集が、すなわち福麻呂作歌であったならば、題詞にその旨を記し、巻九のみならず他の巻、例えば巻三、四などに転載することも可能であったのではなからうか。無論、個々の私家集も編纂者が入手した時期を同じくしたとも思われず、それ故に編纂又は増補補追の時期並びに様式も異にしていたとも考えられるが、何れにせよ、福麻呂歌集の場合、作品を時代順に配列した巻六の巻末に一括し採録されていること及び巻九の二巻にのみその歌集の名の見えることが注目される。

六

以上、三歌集についてその採録の状況を見て来たが、個々の歌集の入集の様態は決して一様とは言えないが、それらが巻九以前の巻々に収録されているという点では共通性を見せている。そして、巻九において三歌集が並び入集されていることは注目ししよう。巻九には三人の歌集のみならず、人麻呂歌集や古歌集よりの転載歌も見え、この巻がほぼ家集を中心に編纂された巻であることを示しているが、それは何を意味しているのか考えてみなければなるまい。

つまり、巻九の如く家集を基幹として巻を編むという事は如何なる意味を持つのかという事であるが、前述の如く「歌集（又は歌中）出」と注記するのは、原則的にはその作品の作者が不明であるという事情に依るものであり、されば、それは編纂様式においては便宜的な一方策に過ぎないと考えられるからである。これを裏返して言えば、全ての作品が作者判明歌であるならば、巻九の一巻は崩壊してしまつたのであるが、ではこの巻が集中においてどの様な意味を持つているのか、そこに収録された三私家集の作品から簡単に見てゆこう。その事は、巻々の成立について考察する際に再び取り上げてみたいと考えるが、今私家集の各巻々における入集について考察してゆく上で、意味のない事ではないと考えられるからである。

先ず、金村集について見ると、巻九においては相聞の部に二歌群五首採録されている。一首目の作品は「神亀五年戊辰秋八月歌」であり、その内容は越の国を治めるため赴き行く人を送る長短歌であるが、金村には先に越前の国角鹿津を詠じた作（巻三、三六六～三六七）及び越前の国守石上乙麻呂卿との贈答歌と推測される作（巻三、三六八～三六九、左注に「右今案、石上朝臣乙麻呂任越前国守蓋此大夫歟」と見える。）などがあり「続日本紀」には何の記載も見えないから断定はできないが、同じ折の作と思われる。続く「天平元年己巳冬十二月歌」は石上、布留の里において都の妹を恋ひ詠じたものである。此様に見て来ると金村と石上卿との関係が浮かび上ってくるが、それはともかく、ここでは此二作品が夫々題詞に制作年月のみを記すという特殊な作であることが注目されよう。これは金村の他の作品においても全く見られない様式であり、この二作

品が他の巻に転載されることなくここに収録されたのもそんなところに原因があったと考えられる。

次に虫麻呂の歌集であるが、巻九には雑歌、相聞、挽歌の三部に夫々作品を収めている。と言うより、むしろ歌集の大部分が巻九に収録されていると言った方がふさわしいであろう。その例外は巻三と巻八の長短歌合わせて四首のみであるが、巻三の場合は前述の如く類を以って採録されたものであり、巻八の夏雑歌の「惜不登筑波山歌」の場合も、その作品中に含まれる「霍公鳥」という歌語に引かれここに転載されたものであることは明らかである。されば、虫麻呂歌集の作品が巻九に多く採録されたのは、それらの作品の制作年月が不明であった事、作者名を記さなかったという事の他に、それ以前の巻々、少くとも巻三、四までは成立を見ていたことに依るのであるか。巻六には一歌群（九七一〜九七二）が虫麻呂作歌として収録されているが、この作は各論に述べる如く虫麻呂作歌との転載と思われる節があり、巻六の成立を考える場合重要である。

最後に福麻呂歌集についてみると、巻九には相聞と挽歌の二部に作品を収録している。雑歌にそれが見えないのは、言うまでもなく、巻六に一括し収録されたからであるが、然し、その入集の様態は巻六にあつては非常に異例のこととなっている。つまり、巻六は養老七年以降の雑歌を制作年次に従つて整然と配列した巻であるが、福麻呂歌集の作品のみは制作年月不明のまま、巻末に二十一首まとめて採録されているのである。^(注四)この例外を巻六の編纂に福麻呂自身が携わつたためとする説もあるが、それは後藤利雄氏の説か^(注五)た如く歌集出の形式が作者不明の作品を採録する場合の便宜的方策

であつたことを思えば従い難い。そもそも、巻六の福麻呂歌集の部分は巻九雑歌に収録されて最も落着くのであるが、それも巻六に採択される際に既に巻九の構想乃至は一応の編纂が成つていた場合のことであり、これらの作品が何故に巻六に採択されたのか未だ説明し得ない。これは他の巻々との関連を検討した上、なおよく考慮すべき事であろう。福麻呂歌集の作品が相聞、挽歌の二部にのみ見えるのは、言うまでもなく、雑歌が巻六に収録されたためである。

此様に見てくると、巻九が私家集を素材にして編纂されたのは、無論、夫々の歌集により事情は一樣であつたとは思われないが、概ね次の様な理由に基くものではなからうかと思われ。

先ず、金村集の場合は、作品の制作年月が判明していたにも拘らず、巻九に収録されたのは、その作品が制作事情を示す題詞を持たなかつたためであり、換言すれば、金村集の残存をここに採録したという事であろう。次に、虫麻呂、福麻呂二人の歌集の作品の場合には、それらの個々の作品に作者名を記していなかつたという事情の外に、作品の制作年次が不明であつたという事が大きく預つているものと思われる。作者判明巻にあつては、作者は概ね時代順に配列するというのが、万葉集の基本的編纂態度であつたからである。

以上が巻九に収録された三家集の入集の理由であつたと推測されるが、これを裏返して言えば、右の原則に合致しない作品、つまり、金村集では作者判明歌は無論のこと、題詞に制作事情を記した作品が、虫麻呂、福麻呂の歌集にあつては、作者乃至は制作時日の何れか一方でも判明する作品は、巻九以外の他の巻に採録される可能性があるということにならう。それはともかく、以上私家集の作

品が集中に収録された経緯を略述し、次に各家集の用字法を見てゆこう。

七

三家集の用字法について論述するに当り、ここでは巻十七以降の家持歌集と目される作品のそれとを比較対照してみたい。それは、一つには集中においては、それらが最も整然とした用字法体系を持つ作品群であり、各私家集の用字法の特徴を考察するには、より有効と考えられるからであり、第二には、集中の多大の部分に家持の手が加わっているとすれば、家持用字法と三家集の用字法を対照して見ることも意義の無いことでは無いと考えられるからである。

なお此処では、金村、虫麻呂、福麻呂の三者の用字法については、「作歌」と「歌集」の二つに分けて考察することにし、家持の作品では、ほぼ用字法の固定化を見た天平十八年以降の作品中、各巻々より夫々一歌群づつ抜粋し参照することにする。

先ず、家持用字法について言えば、既に、村山出氏及び最近では古屋彰氏等の詳細な研究があり、^(注六)ここでは、それらを再び俎上に載せ注釈することは控えるが、ただ別表(二)に見られる如く、天平十八年より天平宝字三年に至るまで、ほぼ整然とした用字法体系が見えることのみを述べておこう。それは音訓が併用され表記されている巻十九についても同様である。対して、三家集の用字法はそれと大きく異なっていることが知られる。無論、概ね音仮名によって表記された家持の作品と、訓を主文とする三家集とでは表記法が異なるのが当然であり、比較すること自体にも無理もあるが、にも拘らず

仮名使用の頻度数は問はず、そこに使用される仮名も異っているのである。以下、三家集の用字法を見てゆくと、先ず金村集では、「歌集出」の作品数が余りに少いため判然としない。それに「作歌」と見えるものを加えても、それらが巻々に分載されているために際立った用字癖と言ったものをそこから導き出すことは困難となっている。とは言え、個々の作品が区々まぢまぢの表記法を取っているという訳ではなく、「カ」「ガ」「ヲ」「ト」「ノ」「ヤ」「ラ」「ル」など多くの統一も見られる。しかし、それらも金村歌集及び作歌に見られる特殊的用字法というものではなく、集中においては各巻を通じ全般的に見られるものであり、ここではむしろ、採録された巻々によって生じたと思われる相違の方が注目される。例えば巻三、三六四～三六七番の作品における「阿」「見」「矣」、巻四、五四三～五四五番の「破」「哉」、巻六、九〇七～九〇九番の「鹿」「時」、同、九三三～九三七番の「衣」「手」「菜」「荷」「宿」「雄」などがそれである。そもそも、何らかの資料に基づき作品を収録する際に、原資料を忠実に転写するという保証は何もない訳であり、そこに編纂者の書式が加わることは当然考えられることである。その意味では、比較的早くから編纂者の目に止まり、巻二以降の多くの巻々に採録されたと思われる金村歌集並びに作歌は好例であるかも知れない。ともあれ、金村歌集には集中において晒目すべき用字法の体系といったものを認めることはできない。そこにおいては、もっと違った角度から、例えば題詞とか意訓の表記法などに特殊性を求めてゆくのが賢明であろう。

それが虫麻呂歌集の場合には少しく異っている。金村集の場合と

(第二表) 家 持 用 字 法

卷十七 3957~3959 「哀傷長逝之弟歌一首并短歌」

卷十九 4154~4155 「八日詠白大鷹歌」

卷十八 4094~4097 「賀陸奥国出金詔書歌一首并短歌」

卷二十 4465~4467 「喻族歌」

卷	十七	十八	十九	二十	卷	十七	十八	十九	二十	卷	十七	十八	十九	二十
作品	3957	4094	4154	4465	作品	3957	4044	4154	4465	作品	3357	4044	4154	4465
音	3959	4097	4155	4467	音	3959	4097	4155	4469	音	3959	4097	4155	4469
ア	安 9	安阿 10	安 2	安阿 7	セソ 甲	蘇 1	蘇 2	勢 1	世 2	ブ 甲	敵 1	敵 5		夫 1
イ	伊 3	伊 6	伊 1	伊 4	ソ 乙		曾 1	曾 1	蘇 1	ヘ 甲				敵 3
ウ	伊 3	伊 3	伊 2	伊 3	ソ 乙		曾 2	曾 2	蘇 2	ベ 甲				弊 1
エ		衣 1		衣 3	タ	多 11	多 12	多 1	曾 2	ヘ 乙		倍 3		倍 5
オ	於 2	於 11	於 2	於 9	ダ	太 1	太 3	太 1	多 15	ベ 乙	保 5	倍 1		倍 1
カ	於 8	於 12	於 3	於 8	チ	知 5	知 4	知 3	太 1	ホ	保 6	保 6	保 2	保 4
ガ	可 3	可 1	可 3	可 5	ヂ				太 3	ボ				煩 1
キ	我 2	我 4	我 2	我 1	ツ	都 2	都 11	都 4	知 3	マ	麻 10	麻 20	麻 2	麻 10
キ	伎 4	伎 7	伎 3	伎 10	ソ	都 2	都 2	都 2	治 1	ミ 甲	末 1			末 1
キ	伎 3	伎 5	伎 1	伎 5	ツ	豆 2	豆 2	豆 2	都 15	ミ 乙	美 7	美 13	美 4	未 1
ギ				芸 6	テ	氏 6	氏 12	氏 2	都 15	ム	牟 3	牟 7	牟 1	牟 2
キ	奇 1	奇 1	奇 1	伎 3	テ	而 2	而 1	而 1	豆 2	メ 甲				武 1
ギ	疑 1	久 13	久 3	奇 1	デ	泥 1	泥 1	泥 1	豆 1	メ 乙	米 1	米 4	米 1	壳 1
ク	久 6			具 1	ト 甲	刀 1	刀 2	刀 1	豆 1		母 2	母 6	母 1	米 4
グ	口 1			具 1	ト 乙	登 6	登 5	登 3	豆 1	モ	母 1	母 13	母 5	母 4
ケ				具 1	ト 乙	等 5	等 17	等 3	等 2	ヤ	毛 2	毛 2	毛 5	毛 2
ゲ	家 3	家 3		具 1	ド 乙	騰 1	騰 1	騰 1	等 2		夜 1	夜 6	夜 1	夜 8
ゲ	氣 2	氣 2	氣 2	氣 5	ナ	奈 11	奈 6	奈 4	奈 2	ユ		由 2	由 4	也 2
ゲ	氣 2			氣 5	ニ	爾 16	爾 17	爾 9	奈 16	エ		延 1		由 3
コ	古 1		故 1	古 1	ヌ	奴 1	禰 3	能 4	爾 9	ヨ 甲	欲 1	欲 2		欲 2
コ	古 1			古 1	ネ	禰 1	禰 3	能 2	爾 16					用 1
ゴ	許 6	許 9	許 2	胡 1	ノ 乙	能 11	能 26	能 2	奴 2	ヨ 乙	余 2	余 1	余 1	余 1
ゴ	許 1	許 2		胡 1	ハ	能 9	能 17	能 3	奴 2		余 1	余 1	余 1	与 2
ゴ	許 1			胡 1	バ	乃 8	乃 17	能 4	禰 3		良 7	良 8	良 3	良 9
ザ	佐 4	佐 7	左 3	其 1	ハ	波 8	波 9	波 2	禰 3		里 4	里 4	里 2	里 2
ザ	佐 1	佐 3		其 1	バ	波 1	波 9	波 1	禰 3		理 1	理 4	理 4	里 1
シ	射 1	射 1		其 1	ビ 甲	婆 4	婆 3	婆 2	禰 3		流 4	流 11	流 2	理 1
シ	射 1	射 1		其 1	ビ 乙	婆 4	婆 3	婆 2	禰 3		ル	流 11	流 2	理 1
シ	射 1	射 1		其 1	ビ 乙	比 6	比 14	比 3	禰 3		レ	流 11	流 2	理 1
ス	之 14	之 24	之 4	之 17	ビ 乙	比 2	比 1	比 3	禰 3		ロ 甲	流 11	流 2	路 1
ス	之 3	之 2	之 4	之 2	フ	比 1		比 7	禰 3		ロ 乙	流 11	流 2	路 1
ズ	自 3	自 3	自 1	自 1		悲 1		比 7	禰 3		ヲ	流 11	流 2	路 1
ズ	須 2	須 5	須 3	須 5				備 1	禰 3		エ	流 11	流 2	路 1
ズ	須 1	須 1	須 3	須 5				備 1	禰 3		ヲ	流 11	流 2	路 1
ズ	受 1	受 1	受 3	受 5				布 3	禰 3		乎 8	乎 15	乎 4	乎 11

(第三表) 金村歌集及び作歌用字法

	金 村 歌 集						金 村 作 歌								
	卷二	卷三	卷 六		卷 九		卷三	卷 四		卷 六			卷 八		
	230 } 232	368 } 369	948 } 949	950 } 953	1785 } 1786	1787 } 1789	364 } 367	543 } 545	546 } 548	907 } 909	920 } 922	928 } 930	935 } 937	1453 } 1455	1532 } 1533
アイ						阿 1	安 1					安 1			
イ	香 1			可 1		香 1		加 1		香 2				伊 1	香 1
カ	可 1			加 1						鹿 1					
ガ				我 1	之 1	之 2	我 1	我 1		我 1				我 1	之 1
ギ	伎 1						寸 1			我 1					
キ											吉 1		寸 3		
ク	久 1		久 1		久 1					芸 2	芸 1		寸 1		久 1
ケ										家 1					
コ	己 1														
シ	師 1		之 1	師 1	之 1	師 1	之 師 2	之 3		之 思 1	思 2	之 1	思 1	之 1	之 1
ジ							師 1			思 1			思 1		
ス							師 1			思 1			思 1		
セ			背 1		背 1		師 1	須 1		思 1			思 1		
ソ							曾 1	蘇 1		思 1			思 1	世 1	
タ	曾 2	曾 1				曾 1	曾 1			曾 1			衣 1		
ダ			田 1							多 2	多 3		衣 1		
ツ	太 1						都 1			追 1	都 3	都 1	多 1		
テ	而 2		而 6		而 2	手 1	而 4	而 2	而 2	追 1	都 3	都 1	手 1		
ト										刀 1		而 3			
ト	登 1	跡 1	跡 2	跡 1	跡 1	跡 1	跡 1	跡 3	跡 1			跡 1	跡 2	跡 1	
ド							十 1						跡 1		
ナ	名 1		名 3	奈 1	奈 1	奈 1	奈 1				等 1	十 1			
ニ	爾 5	二 1	爾 4	爾 2	爾 3	爾 2	爾 3	爾 2	爾 4	爾 3	爾 2	爾 4	名 5	爾 2	爾 2
ヌ			丹 5			丹 5	丹 1	丹 1				丹 1	丹 5		
ノ			沼 1			沼 1	沼 1	沼 1				沼 1	沼 1		
ノ	之 9	之 3	之 6	之 3	之 4	之 2	之 2	之 2	之 5	之 4	之 3	之 3	之 2	之 4	
ノ	乃 1	乃 1	乃 2	乃 1	乃 1	乃 1	乃 1	乃 4	乃 1	乃 6	乃 5	乃 4	乃 2	乃 1	
ノ			能 1		能 1	能 1	能 1	能 1	能 1	能 1	能 1	能 1	能 2	能 1	

(第四表) 高橋虫麻呂歌集及び作歌用字法

	歌														作歌 卷六		
	卷三	卷八	卷											九			
	319 } 321	1497	1738 } 1739	1740 } 1741	1742 } 1743	1744 } 1741	6747 } 1748	1749 } 1750	1751 } 1752	1753 } 1754	1755 } 1756	1757 } 1758	1759 } 1760	1780 } 1781		1807 } 1808	1809 } 1811
ア													阿 1				
イ	伊 2		伊 1	伊 1				射 2								伊 1	伊 1
ウ																伊 1	
オ			於 1								字 1						
カ	可 2 加 1 香 1		加 1 賀 1	香 1 与 1					可 1				加 1	加 1 香 1	加 1 与 1 我 2	加 1	
ガ			之 4	之 1	我 1			之 1	之 1				賀 1	之 1	之 2	之 3	之 1
キ	甲		吉 1													寸 1	寸 1
ギ	甲		芸 1						伎 1					芸 1			伎 1
グ			久 4	久 2										木 1			
ケ	甲	家 1	家 1	家 2 家 1			禰 1	禰 1					具 1	久 1	久 1	久 2	
ケ	乙														具 2	家 3	家 2 家 2
コ	乙	己 1							己 1	氣 1					己 1		
ゴ	乙	其 1	許 3					許 1							己 1		
サ			左 1	左 1	左 1			期 1							期 1		
シ		志 1	之 1	之 3 師 1 師 1		斯 1 師 1	之 1	思 1	之 1	之 1	之 1	之 1	之 1	師 1	斯 1	之 1	之 2
ジ																師 1	師 2 信 1
ズ			須 1														
セ		世 1		受 1			世 1										
ソ	甲														勢 1	勢 1	
ソ	乙	曾 1	曾 2	曾 3		曾 1		曾 1	曾 1				蘇 1				曾 2 衣 1
タ			多 2 田 1												多 1		多 1
チ		田 1						智 1 知 1								田 1	智 1 陳 1
ツ		智 1 知 1															都 1
ツ		都 1 通 1													都 1		都 1
テ		而 1	而 4 且 1	而 13 手 1	而 1		而 1	津 1	而 2	而 3	而 4	而 1	而 1	而 1	而 4	而 3	而 6
デ									登 1	登 3							而 6
ト	乙	跡 1 十 1		登 2 跡 2 常 2 得 1		等 1 十 1						跡 1		登 1	登 2 跡 1	跡 6 常 1	常 2

	歌															作家 卷六		
	卷三	卷八	卷										九	1807	1809		971	
	319 } 321	1497	1738 } 1739	1740 } 1741	1742 } 1743	1744 } 1746	1747 } 1748	1749 } 1750	1751 } 1752	1753 } 1754	1755 } 1756	1757 } 1758	1759 } 1760					1780 } 1781
ド乙				跡 2											騰等 1 奈名七 1	1807 } 1808	1809 } 1811	971 } 972
ナ	奈菜 1 1		菜 1	奈 3		名 1		魚 1	奈 1	奈 1		奈名 1 1			名 1	奈 2	名 1	
ニ	爾 1	爾 1	爾 5	爾 16	爾 2	爾 6	爾 3	爾 2	爾 2 2	爾 4	爾 4	爾 5	爾 4	爾 2 1	爾 7 1	爾 12 1	爾 4 2	
ヌ			奴 1	奴 3								奴 2 沼 1						
ネ		根 1														称 1		
ノ乙	乃之能 5 5 4		乃之 4 5	乃之 2 12	乃之 3 4	乃之 3 1 2	之 4	乃之 2 3	乃之 1 4	乃之 1 3	乃之 2 3 1	乃之 4 2 1	乃之 3 3	乃之 3 6	乃之 6 5	乃之 5 11	乃之 9 2 2	
ハ	者波 3 1	者 1	者波 6 1	者波 3 1	者 1		者 6	者 4	者 1	者 2	者 3	者 1	者羽 1 1		者 2	者 2		
バ	者伐 1 1		者 3	者婆齒 2 3 1	者 1	婆 1	者 2	者 2		者 2		者 3		者 2	者婆 4 2	者 2		
ヒ甲				比 2				比 1								比 2		
ビ乙		妣 1												比 1		妣 1		
フ	布 1		倍 1	布 1	倍 1								布 1					
ヘ乙																		
ホ										保 1								
マ	麻 1	麻 1						末 1		麻 1						麻 1		
ミ甲	美見 1 2							三 1							美 2			
ム					武 1										牟 1	武 1	六 1	
メ乙				目 2											六 2			
モ	毛母方聞 5 2 2 1		母 1	毛 7		毛方 1 1		毛 1	毛 1	毛 3		毛 3	毛 1 裳 1	毛 2 1 裳 1	毛母 3 1 聞 1	毛母 3 1		
ヤ		也 1		八 1									哉 1	哉 1	八 1	八 1		
ユ				由 2											哉 1	哉 1		
ヨ乙	余 1			良 5	良 1					良 1							世 1	
ラ	利里 2 1	利 1		利 1			利 1	里 1								利 1	利 1	
ル	流 1		留 1	流留 1 1		流 1	流 1			流 2					流留 1 1 1	類 1		
レ			礼 1	礼 1									礼 1		礼 1	礼 2		
ロ																礼 1		
ヲ	乎緒 3 1			乎 3	尾 1	乎 1	乎 2	乎緒 1 1	乎 3	乎 3	乎 2	乎 2	乎 1	乎 1 呼 1	乎 4 1	乎 1	乎 2	

(第五表) 福麻呂歌集用字法

	卷			六			卷		九	
	1047 } 1049	1050 } 1052	1093 } 1058	1059 } 1061	1062 } 1064	1065 } 1067	1792 } 1794	1800	1801 } 1803	1804 } 1806
ア	阿 1		安 1							
イ	射 1								射 1	
ウ									菟 2	
カ	香 1			可 1			香 1		可 1	
ガ	賀 1	賀 1	之 1		香 1		与 1		賀 1	賀 1
キ甲			寸 1		之 1	吉 1		之 1		杵 1
ギ甲			芸 1			寸 1				
キ乙				城 1						木 1
ク		来 1		久 2						
グ			具 1	苦 1						
チ甲	異 2 家 1	異 2		異 1 家 2 突 1			家 1	禰 1 異 1	禰 1	
コ乙		己 1	許 1							
サ	狭 1	左 1	左 1			左 1				
シ	之 8 石 3 志 1 思 1 為 1	之 1 石 1	之 5	之 2 石 2 皿 1	之 1	石 1 思 1 師 1	思 1		石 1	石 1
ス		為 1	為 1							世 1
セ乙		曾 1	曾 1							
ゾ乙		叙 1		叙 1			十 1		叙 1	
タ			多 1				田 1			多 1
ダ						太 1				
ッ		津 1								津 1
テ	而 2	而 1	都 1		而 1	而 3	而 3 天 1	而 3		而 3
ト乙	跡 2 迹 1	跡 3	跡 2	跡 1 迹 1		跡 1		跡 1	等 1	
ド乙				名 1	名 1	七 1		跡 2		
ナ	名 1			名 1	名 1			名 1	名 1	
ニ	爾 8 丹 2 荷 1	爾 5	爾 5 丹 1	爾 2 邇 2	爾 4 丹 2 二 1	爾 3	爾 2 丹 1 二 1	爾 4 丹 1	爾 4 仁 1	爾 4 丹 1

	卷			六			卷		九	
	1047 } 1049	1050 } 1053	1053 } 1058	1059 } 1061	1062 } 1064	1065 } 1067	1792 } 1794	1800	1801 } 1803	1804 } 1806
ヌ			宿 1			宿 1				
ネ								根 1		
ノ甲										笑 1
ノ乙	乃 ¹³ 之 ⁸ 能 ¹	乃 ⁵ 之 ⁵	乃 ⁶ 之 ⁴	乃 ⁶ 之 ³	乃 ⁶ 之 ⁵	乃 ⁵ 之 ²	乃 ³ 之 ⁴	乃 ³ 之 ³ 能 ²	乃 ⁹ 之 ¹	乃 ⁸ 之 ⁴ 能 ¹
ハ	者 5	者 6	者 5	者 5 波 1	者 4 波 2	者 4		者 2	者 1	者 1
バ	者 ¹⁰ 婆 ¹	者 2	者 3	者 3	者 3		者 3		者 3	者 3
ヒ甲	日 1								日 2	日 2
フ			合 1 歴 1							合 1 相 1 布 1
ヘ甲					部 1	部 1			部 1	
ホ							保 1			
マ	真 2					真 1	真 1			
ミ甲	見 1	見 3	見 1 三 1		見 3	見 2 三 1		三 1		
ミ乙		味 1								
ム	牟 1							牟 1 六 1	牟 1 武 1	牟 1 武 1
メ甲						女 2	武 1			
メ乙			目 1	目 1						目 1
モ	裳 ⁴ 聞 ¹	裳 2	毛 2 母 1	裳 1 毛 1 哭 1	毛 1 聞 1		裳 1 毛 1	裳 1 毛 5	毛 1 喪 1 文 1	裳 1 毛 1 方 1 喪 1
ヤ				耶 1						耶 1
ラ	良 1	等 2		耶 1 楽 1		良 1	等 1	耶 1 等 1	良 1	耶 1 良 1
リ	煎 3 有 1	理 1	里 1	里 1 有 1				有 1		里 1 有 1
ル	流 1 類 1			流 1 留 1						流 1 留 1
レ	礼 1		礼 2	礼 1						礼 1
ロ										
ワ						和 2				
ヲ	矣 3 乎 1	乎 1 呼 1	矣 1 乎 3 呼 1		乎 1		矣 2 乎 1	矣 5	矣 4	矣 1

異なり、作歌を含めてもわずか四卷（卷三、六、八、九）のみに見え、その大部分が巻九に収録されるといった事情があるにしても、その用字法は一字につき一字乃至二字といった具合にはほぼ統一されている。無論、「カ」「可加香与」「シ」（之思師斯信四）「ト」（跡十常等登）「ナ」（奈名菜魚七）「ハ」（波羽者）「モ」（毛母聞方婁）「ヲ」（平緒尾呼）の如き例外も無いではなく、作品によっては、同じ巻九中に収録されながら、

暇有者 魚津柴比渡 向峯之 桜花毛 折末思物緒（一七五〇）

の様に虫麻呂歌集にあつては稀出の用字を多数見せているものもあるが、その外の仮名は全作品を通じ均一に見られるのである。また、虫麻呂集には「祁」「斯」「田」「智」の多用など、他の作品には見られない特色も何われ、これらの作品が同一の資料に依り転載されたことを示している。とは言え、その用字法は「憶良用字法」「旅人用字法」「家持用字法」の如き際立った特色を持つものではなく、そこから、集中における虫麻呂歌集を判読するには、その用字癖は稀薄であると言わなければならない。虫麻呂歌集の場合も、先述の金村歌集の場合同様、歌集の特色といった点では、用字法のみならず、そこに収録された作品の題詞の記載様式及び巻々における収録の情態、更に、表記法で言えば訓字の使用法などの面から検討してゆくことが必要であろう。それらについては個々の歌集の段において述べることにし、最後に福麻呂歌集について見てゆこう。

別表五に示される如く、福麻呂歌集の作品には前二歌集と異り、用字法の面では著しい特色が見られる。その一は言うまでもなく、用字法がより体系的に整然となつていてということである。そし

て、そこに使用される仮名も「射」「賀」「杵甲」「異甲」「石」「迹乙」「名」「丹」「根」「真」「見甲」「目乙」「裳」「煎」「矣」など特色ある用字が多く、それら特殊な仮名の大部分が訓仮名であるということであろう。それは同じく用字法体系を持つ巻十七以降の家持作歌などと大きく異なるところであるが、更に福麻呂歌集においては「ソ乙」の濁音には「叙」を用い、清音の「曾」と明確に区別するなど詳細に見てゆけば多くの特徴を指摘することができる。ともかく、これ程顕著な用字法上の特色を見せる作品群は集中においても巻五の憶良、旅人、巻十七以降の家持の作品を除いては数少ない。「福麻呂用字法」と称して良からう。それが、巻六、巻九の両巻に共通して見えるのは、これらの作品が同一系本より採録された証拠であろう。

しかし、此の様に特殊な用字法を示す福麻呂集においても、決して例外がない訳ではなく、ここでは、むしろその例外的な用字法にこそ注目しなければならない。例えば、巻六の福麻呂歌集所出の初発の作品（一〇四七―一〇四九）では、「志」「荷」「聞」「類」などが異例となつてゐる。それらを歌中で見ると、「志」の場合は「道の志婆（芝）草」の如く仮名表記することにより、「荷」は「引の真爾真荷」の如く変字法を取ることによつて生じたものと考えられるが、残りの二字は長歌の末可、「荒爾異類香聞」（荒にけるかも）の表記に用いられており、この辺り採録者の表記法を伺わせるものがある。同様に転載者の用字法と推測されるものは他に、「立易奚流」（たち変りける。巻六、一〇六一）「吾恋目八方」（吾恋めやも、巻九、一八〇五）など数例見られるが、福麻呂歌集の如く此様に整

然とした用字法体系を持つ作品にあっては、逆にそこから採録者を推定することも可能となろう。その問題はともかく、右に述べてきた如く、福麻呂歌集が用字法の上では著しい特色を有する歌集であることが判明したのである。

以上、三家集を作品の用字法の上から見て来たのであるが、上述の如く、金村集の場合は収録された巻々により用字法が異り、またその用字法にも特色あるものが見られないこと、虫麻呂歌集の場合には、金村集に比較しより体系的になっており、虫麻呂歌集特有の用字癖なども散見するが、總体的に見れば、それも虫麻呂歌集用字法と称される程顕著なものではあり得ないこと、然るに福麻呂歌集の場合には集中においても際立った特徴を有する用字法体系を持つ作品集であることを見てきた。

結 び

以上、三私家集の構成と入集の作品を検討してゆく上で、それぞれの歌集より万葉集中に収録された作品、合わせて歌集を持つ歌人等の作品とその採録情況、更に表記法では特に用字法について、巻十七以降の家持家集と目される作品群と比較対比しながら大観してきた。しかし、ここにおいても、まだ私家集の構成並びに収録作品について云云することはできない。

その第一の原因は私家集所出の範囲を未だ明確にし得ないからである。つまり、私家集所収の作品は前述の作品のみであるかどうか、更に「歌集出」と「作歌」との関係が明らかではないからである。後者について言えば、福麻呂歌集の場合は問題はないが、虫麻呂作歌の一首と、その大部分の作品が「作歌」と記されている金村

の場合は検討の必要がある。

第二には私家集に収録された作品の構成と配列の問題である。個々の私家集が如何なる編纂形式を取っていたかということは、例えそこに収録された作品の全貌を知り得たとしても、推測することは非常に困難である。題詞に制作年月を明記する金村集を取ってみても、万葉集の基本的編纂態度を鑑みれば、作品がほぼ時代順に配列されていたであろうことは推測され得ても、夫々の作品が更に、例えば、雑歌、相聞、挽歌といった風に細分されていたかどうかとなると、全く不明という外はない。それは虫麻呂歌集、福麻呂歌集について見ても全く同様である。

これらの問題についても、我々にはただ集中に収録された作品から管見してゆく以外に道は残されていないのであるが、又一方、各歌集により問題を異にする面もあり、夫々の歌集の論において検討することとし、一応これをもって万葉集の私家集の序論とする。

注一 武田祐吉、「上代国文学の研究」外最近では後藤利雄、「万葉集成立論」が良く整理されている。

注二 家持用字法については、瀬古確「万葉集表現の研究」、村山出、「大伴大持の用字に関する序」(旭川工業高等専門学校研究報文、第四号所収)、古屋彰「家持用字法の研究序説」(金沢大学法文学部論集、文学篇第一五巻所収)などがある。

注三 山田孝雄「万葉集の左注なる『右何首』と書せる事の意義」(万葉集考叢「所収」)

注四 中西進「万葉卷六の形成」(『国語と国文学』昭和四十年六月号)

注五 後藤利雄「万葉集成立論」(頁三三三)

注六 注二参照

注七 憶良、旅人の両用字法については、土居光知「万葉集」巻五について(『古代伝説と文学』所収) 稲岡耕二「万葉集巻五の音仮名について」(『国語と国文学』昭和三十五年六七月号) 参照